

総務省プラットフォームサービスに関する研究会 (第31回)

2021年12月23日（木）10:00～

オンライン言論ガバナンスの透明化と適正化に向けて

関西大学社会学部メディア専攻 准教授
水谷瑛嗣郎（ミズタニ エイジロウ）
博士（法学）



目次



1. 現代の表現環境とデジタル・プラットフォーム
2. コンテンツ・モデレーションの世界
3. DPF「プロセス」の透明化と適正化
4. 我が国への示唆

自己紹介

- 同志社大学法学部を卒業後、慶應義塾大学大学院法学研究科へ。
- 2016年4月より、帝京大学法学部に助教として着任。立正大学、神奈川大学、法政大学、国際基督教大学などで非常勤で教える。
- 2019年4月より関西大学社会学部メディア専攻に移籍。←イマココ
- 博士（法学）。専門は憲法学・メディア法・情報法。
- インターネットやAI技術の普及した世界における報道機関&デジタル・プラットフォームの憲法的機能や民主政システムの未来について研究中。
- 共著本として、『AIと憲法』（日本経済新聞出版社）、『憲法学の現在地』（日本評論社）。他、論文多数。



1. 現代の表現環境とデジタル・プラットフォーム

(1) デジタルメディア革命「以前」と「以後」

- 「これまで」の表現環境
→ 中間項としてのマスメディアの君臨。
- デジタルメディア革命以後
→ 万人が公平に利用可能なインフラの誕生。
- ビッグデータ・AI技術の普及（Society5.0）以後
→ 個々のユーザーの行動予測と最適化（個別化）。



1. 現代の表現環境とデジタル・プラットフォーム

(1) デジタルメディア革命「以前」と「以後」

➤現代の表現環境は、憲法学が前提としてきた「**思想の自由市場**」論と非常に親和的？

→「真理にとっての最良のテストは、市場における競争において自らを受け入れさせる思想の力」である*。

✓Reno v. ACLU 判決 521 U.S. 844 (1997)

「インターネットというこの**新しい思想の自由市場**の劇的な拡大」(at 885)である。



1. 現代の表現環境とデジタル・プラットフォーム

(2) 思想の自由市場の機能不全

➤ デジタル空間のアルゴリズム的な性質

→ 情報流通は、ますますアーキテクトにより「**設計（デザイン）された場**」の上で行われる。

➤ 情報資本主義の到来*

→ 思想の市場と経済の市場の間の垣根が融解

➤ アテンション・エコノミー（関心経済）

「**思想内容の競争から刺激の競争**」へ**。

→ 偽情報も、より効率的に私たちの「注目」を奪えるよう、センセーショナルまたはサブリミナルな形態で発信可能に。

➡ **思想の自由市場の機能不全、ひいては民主政を支える「熟議」の後退へ**

1. 現代の表現環境とデジタル・プラットフォーム

(3) 憲法学とデジタル・プラットフォームの台頭

➤ 「プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則」*。

- ① 「社会経済に不可欠な基盤を提供していること」
- ② 「多数の消費者（個人）や事業者が参加する場そのものを、設計し運営・管理する存在であること」
- ③ 「そのような場は、本質的に操作性や技術的不透明性があること」

➤ 「デジタル・プラットフォーム（以下、DPF）」事業者

→ここでは、**SNSや動画共有サービス等、いわゆる「ソーシャルメディア」**と呼ばれ、直接的に表現活動の「場」として機能するものに着目

* 経済産業省・公正取引委員会・総務省「プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則」（2018年12月18日） at <https://www.meti.go.jp/press/2018/12/20181218003/20181218003-1.pdf>

1. 現代の表現環境とデジタル・プラットフォーム

(3) 憲法学とデジタル・プラットフォームの台頭

➤ Googleの検索結果削除決定*

「検索事業者による検索結果の提供は、公衆が、インターネット上に情報を発信したり、インターネット上の膨大な量の情報の中から必要なものを入手したりすることを支援するものであり、**現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている**」。

➤ 博多駅テレビフィルム提出命令事件決定**

「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、**国民の「知る権利」に奉仕するものである**。」

→前者における 「国民の『知る権利』に奉仕する」の不在***

* 最決平成29年1月31日民集71巻1号63頁。

** 最大決昭和44年11月26日刑集23巻11号1490頁

*** 拙稿「『国民の知る権利』の複線——ビッグデータ・AI時代に表面化する二つの『知る権利』」情報法制研究6巻（2019年）57頁以下を参照。

1. 現代の表現環境とデジタル・プラットフォーム

(3) 憲法学とデジタル・プラットフォームの台頭

<プラットフォーム・アクターの法>

“A squirrel dying in your front yard may be more relevant to your interests right now than people dying in Africa.”*

→同じ情報の取捨選別であっても、DPFによる選別は、基本的にユーザーの「**知りたい**」を充たすもの。

<ジャーナリズム・アクターの法>

“All the News That’s Fit to Print”**

→こちらは権力批判・報道価値の観点に基づいたジャーナリスティックなエトスに根差した営為（国民に「**知らせるべき**」もの）。

→それにとどまらず、DPFは、デジタル空間における「**情報流通の場**」の管理者としての側面を強く有している。

* Eli Pariser, *When the Internet Thinks It Knows You*, The New York Times, (May 22, 2011) at <https://www.nytimes.com/2011/05/23/opinion/23pariser.html>

** Encyclopedia Britannica at <https://www.britannica.com/biography/Adolph-Simon-Ochs#ref754367>

2. コンテンツ・モデレーションの世界

(1) コンテンツ・モデレーションと「新たな統治者」

➤ ケイト・クロニックによる「新たな統治者」論*

- 中央集権的な組織と確立された詳細なルール及びトレーニング
- 三層からなるモデレーターによるコンテンツ・モデレーション
- 外的影響による政策やルールの更新

etc...

→ プラットフォーム・アクターは、「**オンライン言論の新たな統治者 (the New Governors)**」と言える。

→ ユーザーの期待に応えるため、ひいては経済的な利益のため。

+ **AIにより自動化される「新たな統治者」**

(例：Yahooニュースコメント欄の健全化AI**)

* See, Kate Klonick, *The New Governors: The People, Rules, and Processes Governing Online Speech*, 131 Harv. L. Rev. 1598

(2018). クロニックの「新たな統治者」論については、拙稿「オンライン・プラットフォームの統治論を目指して：デジタル表現環境における『新たな統治者』の登場」判例時報2487号（2021年）110-117頁も参照。

** newsHACK「Yahoo!ニュースの『不適切コメント対策』最前線——自然言語処理研究者に聞く、スパコンによる機械学習導入後の変化とは？」2020年2月7日 at https://news.yahoo.co.jp/newshack/technology/comment_kukai.html

2. コンテンツ・モデレーションの世界

(2) DPFの情報環境形成機能

➤プラットフォーム・アクターの「情報流通の基盤」機能

➡より多くのユーザーに「心地よく」場を利用してもらうための「場の形成・管理・運営」を行う機能。

✓トランプ元大統領のSNSアカウント凍結をめぐる問題*

➡私たちユーザーの自由は、ますますDPF事業者の「手のひらの上の自由」に**。



* 拙稿「米大統領のアカウント凍結からプラットフォームのあり方を探る」Journalism 371号（2021年）54-61頁を参照。

** 例えば水谷瑛嗣郎（聞き手：小嶋麻友美）「トランプ氏のアカウント凍結で気づいた「手のひらの上の自由」 水谷瑛嗣郎・関西大准教授」東京新聞2021年1月28日 at <https://www.tokyo-np.co.jp/article/82699>

2. コンテンツ・モデレーションの世界

(3) 権利ベース・アプローチからの離脱

➤ インターネット・ガバナンスは、権利の時代 (The Rights Era) から **公衆衛生の時代 (The Public Health Era)** へ*
→ 「個人の権利よりもリスクと利益を重視」

- コンテンツ・モデレーションの世界は、個人の権利ベースの世界ではなく、**確率論 (probabilistic) とシステミックな世界****

+ 権利ベース論の限界 (例：ネット上の誹謗中傷問題)

* See, Jonathan Zittrain, *Three Eras of Digital Governance* (Sept. 23, 2019), at <https://www.ssrn.com/abstract=3458435>

** See, Evelyn Douek, *Governing Online Speech: From 'Posts-As-Trumps' to Proportionality and Probability*. 121 COLUM. L. REV. 759 (2021)

2. コンテンツ・モデレーションの世界

(3) 権利ベース・アプローチからの離脱

① 規模の問題

→例として、Yahooニュースのコメント投稿はひと月で約1050万件。そのうち、ひと月あたり約35万件を削除している*。

② ツールの問題

→AIの積極的な導入により、コンテンツ・モデレーションにおける「**プラットフォームの権利裁定を“保険数理的 (actuarial)”なものにしている**」**。

→こうしたシステミックなアプローチでは、権利ベースのアプローチと異なり、**必然的に生じるエラーを許容したうえで、それをガバナンス設計に組み込むことが重要**となる***。

* Yahoo Japan「透明性レポート」 at <https://about.yahoo.co.jp/common/transparencyreport/>

** See, Evelyn Douek, *Governing Online Speech: From 'Posts-As-Trumps' to Proportionality and Probability*. 121 COLUM. L. REV. 759, 797 (2021)

*** Id. at 791.

3. DPF「プロセス」の透明化と適正化

(1) オンライン言論ガバナンスの「プロセス」の重要性

➤ 憲法学においても、DPFに関しては**オンライン言論ガバナンスに対するガバナンス**の観点が必要。

✓ 今後、重要となるのは「**プロセス**」*

→ DPFによるオンライン言論のガバナンスの「プロセス」の透明性を高め、そのプロセスの設計が「包括的かつ熟議的」なものとして（ユーザーにとって）「正統性」あるものと言えるかどうかを問う（**DPFに対するデュー・プロセス的観点**）。

➡ コンテンツ・モデレーションに対する国際的動向（特に市民団体や学識者グループの動向）に注目。



3. DPF「プロセス」の透明化と適正化

(2) マニラ原則とサンタクララ原則

①マニラ原則 (Manila Principles on Intermediary Liability) *

- (1) 仲介者は第三者コンテンツに対する責任から保護されるべきである
- (2) 司法当局の命令なしにコンテンツ制限を求められてはならない
- (3) コンテンツの制限要求は明確であり、曖昧さを排除し、かつデュー・プロセスに従ったものでなければならない
- (4) 法律、コンテンツ制限の命令及び実践は、必要性並びに比例性のテストに従わなければならない
- (5) 法律、コンテンツ制限のポリシー及び実践は、デュー・プロセスを尊重しなければならない**
- (6) 透明性と説明責任は、法律、コンテンツ制限のポリシー及び実践に組み込まれなければならない**



3. DPF「プロセス」の透明化と適正化

(2) マニラ原則とサンタクララ原則

②サンタクララ原則 1. 0 (Santa Clara Principles 1.0) *

(1) 数値 (Number)

→事業者は、コンテンツの削除やアカウントの凍結等に関する数字を公開する必要がある。

(2) 告知 (Notice)

→事業者は、コンテンツ削除やアカウント凍結等に際し、各ユーザーに告知をする必要がある。

(3) 異議申立て (Appeal)

→事業者は、コンテンツ削除やアカウント凍結等に際し、ユーザーに対して「**時宜にかなった異議申立ての意味ある機会 (a meaningful opportunity for timely appeal)**」を提供する必要がある。



3. DPF「プロセス」の透明化と適正化

③サンタクララ原則 2. 0 (Santa Clara Principles 2.0) *

→先の3原則をベースにアップデート。「基本原則 (Foundational Principle)」と「運用原則 (Operational Principle)」から成る。

- 基本原則

(1)人権及びデュー・プロセス、(2)理解しやすいルール及びポリシー、(3)文化的能力、(4)コンテンツ・モデレーションへの国家関与、(5)誠実性及び説明可能性

- 運用原則

(1)数値、(2)告知、(3)異議申立て

- 政府およびその他の国家的アクターのための原則

(1)DPF事業者の透明化に対する障害を除去

(2)政府自身の透明性向上



3. DPF「プロセス」の透明化と適正化

③サンタクララ原則 2. 0 （ Santa Clara Principles 2.0 ） *

• 運用原則

(1)数値

→措置されたコンテンツ及び停止されたアカウントの総数、コンテンツ措置またはアカウント停止の決定に対する異議申し立ての数、コンテンツまたはアカウントの復帰に成功した異議申立て及び失敗した異議申し立ての数（もしくは割合）、自動検出により初期にフラグが立てられたコンテンツの異議申立てが成功及び失敗した数（または割合） etc…

+自動化プロセスに関する情報（使用されるコンテンツのカテゴリー及びタイプ、意思決定に使用する基準、信頼性や成功率 etc…）



3. DPF「プロセス」の透明化と適正化

③サンタクララ原則 2. 0 (Santa Clara Principles 2.0) *

- 運用原則

- (2)告知

- 措置を受けたコンテンツを識別するために十分な情報、違反したガイドラインの具体的条文、コンテンツの検出・削除方法、国家の関与

- +決定に対する異議申立てプロセスの説明、アカウントが停止した場合でもアクセス可能である必要性etc…



3. DPF「プロセス」の透明化と適正化

③サンタクララ原則 2. 0 (Santa Clara Principles 2.0) *

- 運用原則

(3)異議申立て

→タイムラインや進捗状況の明確かつ容易な確認、当初の決定に関与していない人物やパネルによる人的な審査、異議申立てに関連する言語や文化的背景に精通した審査メンバーetc…

+「**長期的には、独立した審査プロセスも、ユーザーが救済を求めることを可能にするための重要な構成要素となる可能性がある**。そのようなプロセスが存在する場合、企業はユーザーに当該プロセスへのアクセスに関する情報を提供すべきである」。

※後述のFacebook監督委員会を意識…？



3. DPF「プロセス」の透明化と適正化

(3) Facebook監督委員会の挑戦

➤「プロセス」の適正化という観点からは、Facebookの「監督委員会（Oversight Board）」にも注目*。

→「**Facebookには最高裁が必要だ**」**。

✓「新たな憲法形態（new constitutional forms）」誕生の瞬間？

①**政策形成の弱点を明らかにし、「立法プロセス」の障害を除去**

②**人々が自らを支配する規則の内容に反対であっても、それを受け入れる「公共的な理由付けのプロセスの重要な場」**

* これについては、拙稿「Facebook『最高裁』の可能性——オンライン言論空間の憲法的ガバナンスに向けて——」情報法制研究第10号（近時刊行予定）も参照。

** Kate Klonick, *Inside the Making of Facebook's Supreme Court*,

The New Yorker, 12 Feb 2021, at <https://www.newyorker.com/tech/annals-of-technology/inside-the-making-of-facebooks-supreme-court>

*** See, Evelyn Douek, *Facebook's Oversight Board: Move Fast with Stable Infrastructure and Humility*, 21 N.C. J.L. & TECH. 1 (2019).

4. 我が国への示唆

- 現代においても、政府による発信者に対するコンテンツ規制の対象拡大・厳罰化については慎重に慎重を重ねるべき。
 - メリットとリスクが釣り合わないのではないか。
 - DPFに特定のコンテンツの削除義務を課す手法も慎重に。
 - DPFの「検閲代理人」化とオーバーブロッキングの懸念。
 - DPF事業者によるオンライン言論ガバナンスは、「削除」に限らず、様々な手法を駆使できる利点がある（例：ディープフェイクの検知と警告表示*等、ReThink**等）。
 - 事業者の機能的な「自律性」を認めつつ、政府はDPF「プロセス」の透明性や適正性の実現を促進し、ひいてはDPFによるユーザーの統治の「正統性」を確保するためのルール形成に注力すべき。
- + 政府自身も（DPF規制に関しての）透明性を確保しなければならない。



ご清聴ありがとうございました。

